

新温泉町エネルギー価格高騰対策補助金交付要綱

令和5年6月21日告示第92号

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー（電気・ガス等）の価格高騰の影響を受ける事業者に対し、エネルギーコストの節減に資する設備への更新を行うことで事業継続と経営改善を図るため、予算の範囲内において、新温泉町エネルギー価格高騰対策補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれにも該当するものとする。ただし、総務省が定める日本標準産業分類大分類に基づく農業、林業及び漁業を営むものは除く。

(1) 申請時において、町内に事業所を有する法人（収益事業を行う団体を含む。）及び個人事業主であって、第5条の申請の日以後においても引き続き当該事業を営む意思を有する者であること。

(2) 町税の滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としない。

(1) 政治団体並びに宗教上の組織及び団体

(2) 新温泉町暴力団排除条例（平成24年新温泉町条例第17号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する事業を営む者

(4) その他町長が適当でないと認めた者

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次のいずれにも該当するものとし、現に専ら事業の用にのみに供する設備で、町内に所在する事務所内の設備の更新を目的とする設備に係る経費とする。

(1) 別表に掲げる設備を更新する経費（当該経費の総額が20万円以上のものに限る。）

(2) 補助金の交付決定通知を受けた日（以下「交付決定日」という。）以後に着手するもので、町長が定める期日までに設備の設置及び支払が完了するもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する経費は、補助の対象としない。

(1) 消費税及び地方消費税相当額

(2) リース品、レンタル品、割賦販売等による更新に要する経費

(3) 他の制度により国、地方公共団体、民間助成団体等からの補助金、助成金等の交付を受けた設備の更新に要する経費

(4) 前3号に掲げるもののほか、補助対象経費として、適当と認められない経費(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満の端数切捨て)とし、50万円を限度とする。

2 補助金の交付は、1補助対象者につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、新温泉町エネルギー価格高騰対策補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、町長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 誓約書(様式第3号)

(3) 申請する事業所の所在地及び事業内容が確認できる書類の写し

(4) 町税の滞納がないことが確認できる書類

(5) 補助対象経費の内容及び予算額が分かる書類の写し

(6) その他町長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請は、町長が別に定める期間内に行わなければならない。

(補助金の交付又は不交付の決定)

第6条 町長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助することが適当と認めたときは、新温泉町エネルギー価格高騰対策補助金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、補助金の不交付を決定し、新温泉町エネルギー価格高騰対策補助金不交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、その補助事業を変更又は中止しようとするときは、新温泉町エネルギー価格高騰対策補助金変更交付(中止)申請書(様式第6号)に必要な書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、その変更の内容が当該補助事業において実質的に影響のない事項の変更で、次のいずれにも該当するものは除く。

(1) 変更前の補助対象経費の総額と比較し、その増減の割合が30パーセント以内のもの

(2) 交付決定額の変更を伴わないもの

2 町長は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、申請内容を審査した結果、補助金額の変更を決定したときは、新温泉町エネルギー価格高騰対策補助金変更交付決定通知書(様式第7号)により、その旨を補助事業者に通知する

ものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から起算して30日以内又は町長が定める期日のいずれか早い日までに、新温泉町エネルギー価格高騰対策補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の支払が確認できる書類の写し
- (2) 補助対象事業の成果を確認することができる書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、補助事業者の説明を求め、担当職員に実地調査を行わせることができる。

(補助金の交付)

第9条 町長は前条の規定による審査等を行った後に、補助金を交付するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとする場合は、新温泉町エネルギー価格高騰対策補助金請求書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第10条 町長は、補助事業者が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付決定の内容に違反したとき。
- (2) 補助対象事業を承認なく変更又は取りやめをしたとき。
- (3) 虚偽その他不正の行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (4) その他この要綱に違反したとき。

(補助金の返還)

第11条 補助事業者は、町長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、町長が定める期限内に、当該補助金を返還しなければならない。

(財産処分の制限)

第12条 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する期間を経過する前に、当該事業により取得した財産を、この補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け又は担保に供してはならない。ただし、町長が特に認めたときは、この限りでない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年7月1日から施行する。
(この告示の失効)
- 2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までにこの告示に基づきなされた交付申請に係る補助金の交付その他の手続に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

別表（第3条関係）

対象設備	基準
LED照明設備	1 既存の蛍光灯式、水銀灯式、又は白熱灯式照明器具を更新するもの ※LEDからLEDへの更新、工事を伴わない照明器具のみの交換は除く。 2 固定エネルギー消費効率が85ルーメン／ワット以上であり、LEDモジュール寿命が40,000時間以上であること。
高効率空調設備 （エアコンディショナー） ※固定式	1 2017年以前に製造された既存設備を更新するもの 2 更新する設備は、更新する前の設備と同等の仕様のものに限る。 3 省エネ基準（トップランナー基準）を達成※1するもの又はメーカーが発行するカタログ等で消費電力が既存設備と比較し、15%以上の省エネ改善効果が確認できるもの 4 家庭用エアコンについては、最新の省エネ基準に基づく統一省エネルギーラベル4つ星以上であること。
冷凍冷蔵設備	業務用冷蔵庫等（冷蔵庫、冷凍庫、ショーケース、チェストフリーザー、ストッカー、プレハブ冷蔵庫・冷凍庫） 1 2017年以前に製造された既存設備を更新するもの 2 更新する設備は、更新する前の設備と同等の仕様のものに限る。 3 省エネ基準（トップランナー基準）を達成※1するもの又はメーカーが発行するカタログ等で消費電力が既存設備と比較し、15%以上の省エネ改善効果が確認できるもの

備考

- ※1 省エネ法（エネルギーの使用の合理化等に関する法律）に基づいて定められた令和5年7月1日時点で有効の省エネ性能の目標基準の達成率100%以上を達成するもの